

▼平成十三年度大崎町介護保険事業特別会計  
補正予算（第三号）

一千七十万三千円を増額

総額十二億三千六百九十一万四千円

補正の主なものは、居宅及び施設入所の要介護者等に対する保険給付費が見込みよりも伸びたことによるものです。

◎ 条例関係

▼大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部が改正されたことにより、改正を行うものです。

▼大崎町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことにより、改正を行うものです。

▼非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

外国語指導助手（AL）と選挙従事者等の報酬について改正するものです。

▼大崎町青少年研修基金の設置及び運用に関する条例等の一部改正

四月からペイオフが解禁されることに伴い、町の公金預金の安全かつ確実な管理を図るために、基金に関する条例のうち、繰り替え運用の規程のない条例について、繰り替え運用ができるように、新たに条文を加えるものです。

▼大崎町人材育成基金条例の全部を改正する条例の制定

現在基金利子で運用している人材育成事業補助金の財源が、わずかしか確保できず、基金の目的を達成しがたい状況にあることから、基金の取り崩しができるよう条例の全部を改正するものです。